

令和8年第2回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和8年3月18日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月18日午前9時0分宣告（第4日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝
欠 席 議 員	7 番 植 田 い ず み	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 ま ち 未 来 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 総 務 防 災 課 参 事 都 市 建 設 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 福 井 伸 幸 勝 山 修 志 木 崎 広 親 浅 井 実 千 代 竹 吉 一 人 松 本 浩 至 吉 田 尚 起 島 野 千 洋
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 川 原 千 幸
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

令和 8 年 第 2 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	5 番	山本 隆史	1 自主防災組織結成率が減少する課題について
7	3 番	岩崎 真滋	1 防災について 2 山林火災対策について 3 近隣自治体との連携について
8	1 1 番	森田 勝	1 町税・使用料等の徴収率アップで町財政の改善を 2 道の駅「くまがしステーション」を、町地域振興センターに売却を 3 櫛原メガソーラー発電所工事の進捗状況について
9	6 番	稲月 敏子	1 夜間の防犯対策（街頭照明）について 2 加齢性難聴補聴器購入に公的補助を 3 非核・平和宣言の町として
1 0	1 番	関 順子	1 スマホを利用し救命率向上へ 2 町有バス使用の現状について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和8年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日は欠席された1名の議員の一般質問は行わず、4名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号5番、山本議員の質問を許可いたします。山本議員。

○5 番

皆様、おはようございます。議席番号5番、山本隆史でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、先般通告させていただきました大きく1点について質問させていただきます。

自主防災組織結成率が減少する課題についてであります。

平群町では様々な災害リスクを回避、低減するための取組方針を踏まえ、今後、取り組むべき防災施設を明確にするため、五つの防災対策の柱、防災指針を策定しています。

その防災指針の五つ目、住民参加による地域防災力の向上として、防災訓練や防災知識の普及及び自主防災組織の育成を図り、自発的支援の受入れ体制の整備も併せて行うことによって、住民の防災意識の向上と防災体制の強化を目指すとともに、平群町地域自主防災組織連絡協議会を通じて、住民や各種団体に対して防災に関する様々な情報を提供し、ワークショップや防災訓練などによって住民や事業者などの防災意識を高める取組を促進することを目指しています。

防災白書による全国平均の結成率は、平成17年4月で64.5%だったが、令和4年4月時点で85.4%まで増加しています。奈良県の同比較では、24.4%から89.1%になり、伸び率は全国2番目で、結成率の順位は47都道府県中27番目でした。

平群町の結成率は定期的に質問してきましたが、平成29年6月時点で結成率77.4%だったのが、令和4年4月時点で89.2%まで増加しました。その後も引き続き、町民の皆様に防災意識を高めるために、大規模な防災訓練や自治会集会所での防災出前講座等を行っていただいています。

全国的に見ても結成率は増加したものの、防災組織メンバーの高齢化と担い手不足や、組織は結成されていても訓練や巡視などの活動率が低迷している名ばかり組織化が今後の課題と報告されています。そこで2点質問いたします。

1点目、現在の平群町内の自主防災組織結成率は82.4%ですが、減少した具体的な要因を伺います。

2点目、今後の方向性として、平群町第6次総合計画では、令和9年度に結成率94.5%を目指すとしていますが、その目標を達成するためには、若年層、現役世代の取り込みや組織運営の再構築など、具体的な施策が必要だと思えますが、町の見解を伺います。

以上、行政側におかれましては明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めの自主防災組織結成率の下降した要因についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和7年度において自主防災組織結成率が下がりました。令和6年度までは、自主防災組織25団体、自警団5団体の30団体において結成されており、結成率が89.3%でありました。しかし、令和7年度には1団体の解散により、全29団体に対しまして結成率が82.4%と、6.9%下がっております。

結成率の下降要因としましては、ほかの自主防災組織も同様に、地域のリーダーシップをされる方が高齢となり、役員の子手不足により引き継ぐ方がおられないこともあります。また、現役世代では共働きも多く、地域活動に参加しない、できない、これらが大きな要因と考えております。

2点目の若年層、現役世代の取組や運営組織の再構築など、具体的な施策についてお答えいたします。

平群町が主催する防災訓練、出前講座を通じて、主体的な行動を促す取組が重要と考えております。いつ、どこで発生するかもしれない大規模災害に対して、地域に備えが必要であることを伝えていき、若年層、現役世代の防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、現在、西山間部地域において組織化されています自警団について

は、火災時に初期活動等の対応を迅速にされ、地域の安全・安心に御尽力いただいておりますが、自警団から自主防災組織への組織移行についての御協力の説明を行いまして、消防対応能力のみならず、防災対応能力、危機管理能力を付加し、平群町全体の防災力を強化してまいります。

地域の防災力を高めるためには、住民一人一人が防災の重要性を理解し、積極的に参加することが不可欠です。私たち行政もそのための環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

山本議員。

○5 番

まず、1点目の答弁では、防災組織役員の高齢化による成り手不足が結成率の下降原因であるということでありました。このことにつきましては、私も本当に身にしみて感じてはいるのですが、これは実際、平群町だけの課題ではなくて、全国的な課題ではあると思うんです。そんな中でも、奈良市や葛城市、近隣でも、町の中ではありますけども、県内の15市町村が結成率100%をずっと維持しています。これはカウント方法が違うのではないかという可能性があるんですけども、何かヒントがあるのではないかなと私は思っています。

平群町の結成率が減少し続けられないためにも、結成率100%の自治体がどのような施策でこれを維持しているのか、これはぜひとも調査をしていただけないでしょうか。これは再質問させていただきます。

そして、2点目につきましては、結成率には変更ありませんけども、自警団の方から自主防災組織の移行を、こちらからお願いして移行を考えていただくと、非常にこれは前向きなお話で、これが実現できましたら、平群町の防災力は、これはもう確実に向上します。移行時には、当然、先ほど課題になってます高齢化の課題も含めて、持続可能な運営ができるように、引き続き、また結成時の御指導もよろしくお願ひしたいと思います。

平群町全体の防災力強化については、引き続き訓練や講座を通じて防災意識を高めていくことや、環境整備に努めていくということも答弁いただきました。そこでですね、新たな訓練メニュー、通常、毎年防災訓練を先日も行っていただきましたけども、新たな訓練メニューを一つ提案したいのですけども、今回の補正予算に載っていましたが簡易ベッドやパーティションを購入するという、この予算がですね、もし可決しましたら、それらを実際に使用したですね、避難所設営訓練、また、停電や断水を再現した上での避難所宿泊訓練、こういっ

たものを実施できないでしょうか。

例えば、避難所を小学校の体育館に想定した場合、児童たちも、いつも使っている体育館が実際の避難所になった場合、どのような状態になるかを目で見て把握することができまじたり、また、土日を利用すれば、保護者の皆様も参加していただけるのではないかなど。このことによって、防災組織の成り手不足の解消にもつながるのではないかと思います、これも見解を伺います。

○議長

総務部長。

○総務部長

2点御質問、再質問いただきましたので、お答えさせていただきたいと思ひます。

まず、議員お述べのとおり、県内では結成率が100%の自治体がございます。確かに、議員お述べのカウントの方法とか、あったかなと思ひんですけど、奈良市100%、大きなところでも、小学校区ごとに自主防災組織を立ち上げたいというような形では伺っております。そういった100%の自治体がどのような取組をされてるかというのは、すごく町にとっても重要なことだと思ひますんで、今後、平群町の取組に生かしていけるようにですね、1回ちょっと調査等させていただきまして、研究さしていただけたらなと思ひております。

続きまして、2点目の避難所訓練の部分なんですけど、防災訓練につきましては、今年度、管理職と自主防災組織の対応にですね、災害対策本部の運営訓練を今回は行いました。災害時における初動対応について訓練を実施し、来年度については、まだ決定ではございませんが、まず職員向けの避難所の設営、そしてまた、先ほどおっしゃっていただいた段ボールベッドの組立てなど、まず職員向けに避難所の設営の訓練ができたらなというふうには考えております。今後、段階を追って、議員お述べの学校生徒・児童やですね、保護者を対象にもまた広げていけたらなと思ひますんで、まずは職員に対しての、避難所訓練等をやっていききたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山本議員。

○5番

まず1点目のほうは調査を行っていただくということで、また結果が出次第、議員のほうにも報告をお願いいたします。1点目はこれで結構です。

2点目のほうは、防災訓練の中でも、簡易ベッド等を使用した設営訓練を、

これは職員側のほうでされると。これも当然早い段階で、宝の持ち腐れにならないように、予算が通って購入できれば早急に行っていただいて、その後、ちょっと段階を踏みまして、早いうちに、まずは自主防災組織連絡協議会を通じて、防災組織もなるだけいろんなところで協力をしたいとは思っておるんですけども、知識だけでも入れさせていただきたいと思いますので、そういう見学する機会がもしあれば、それはまずそれで報告していただくようお願いいたします。

いずれにしてもですね、この防災については、西脇町長が令和8年度の施政方針を述べられました、この第1として、「誰もが安心して暮らせるへぐりの町に」と掲げられているように、本町の防災・減災に努めていくことは本当に急務であると思っております。

南海トラフ巨大地震については、今後30年以内に発生する確率が60%から90%以上、または20%から50%の二つで今現在評価されています。2025年9月の政府の見直しでそのような、以前から、従来の80%という単一の数値から、計算方法の違いにより、二つの確率が併記されることになりました。いずれにせよ、高い確率で、いつ起きてもおかしくない状況であるのは事実であります。震災だけでなく、予測のできる風水害等にも備えるために、平時のうちに自主防災組織をより一層強化し、災害による死亡者や関連死を1件たりとも出さないよう、安全な町を共に構築してまいりたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了します。

○議長

それでは、山本議員の一般質問をこれで終わります。

9時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時14分)

再 開 (午前 9時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○3番

議席番号3番、発言番号7番、岩崎真滋でございます。よろしくお願ひいた

します。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、防災について。

防災対策は、自助、共助、公助が大切と言われています。しかし、公助においても、地元住民の協力なくして整えることはできません。日頃からの町の見守りなど、多種多様でございます。しかし、人口減少と少子・高齢化が進んだ今、住民ボランティアの担い手不足が全国的にも広がっています。

本町の高齢化率は、令和8年1月末現在39.2%と、全国平均29.4%と比較しても高く、自治会運営をはじめ、防災・防犯など、地域活動をどのように支えていくのか知恵を絞らなければなりません。

避難所の総合スポーツセンターはお年寄りにとって遠く、坂がきつく、県道の道を使うと30分以上かかることもあります。移動手段についても様々な検討が必要と考えます。

避難所での生活物資はどれくらい想定されているのか。日常生活を送る上で必要不可欠な食料、衣類、燃料など、自宅で避難する高齢者世帯の方などは、自助では限界があるように思います。そこで、持続可能な協働のまちづくり推進が大切です。次の3点について、町行政のお考えをお聞かせください。

小さい1点目、ある程度、防災担当者を専任制にしてみてもは。

小さい2点目、建築など専門分野の職員、担当者の育成、教育、リーダーづくりは。

小さい3点目、一時避難場所のはつかやま会館横の山の斜面の草木や擁壁の保全管理は。

2項目め、山林火災対策について。

近年、世界中で山林火災が頻発しています。懸命な消火活動にもかかわらず、火の勢いが衰えない状況が続き、数週間にも及ぶ事象がありました。空気が乾燥する時期や近年の気候変動に注視しつつ、本町におきましても対策を講じる必要があると考えます。町行政のお考えをお聞かせください。

3項目め、近隣自治体との連携について。

新聞報道によりますと、政府は近く第34次地方制度調査会を発足させ、市町村の業務の見直しに向けた議論を始めるとありました。職員の人手不足解消のため、業務の一部を国や都道府県に移すことや、近隣の市町村で連携して対応することを検討するとのこと。町行政のお考えをお聞かせください。

以上3項目、答弁よろしく申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めですね、防災担当の専任についてお答えいたします。

現在、総務防災課危機管理・庶務係において1名の防災主担当を配置しております。

2点目の各担当業務におけるリーダーづくりについては、各業務においてリーダー研修等がございますので、各担当者は率先して受講するよう努めてまいります。

3点目のはつかやま会館横の山の斜面の草木及び擁壁につきましては、都市建設課で管理しており、草木については年に2回ほど草刈りを実施しております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○3番

答弁ありがとうございます。小さい1点目です。防災担当者、ある程度決めていただいているということで認識しております。しっかり意思疎通が図れるように、体制づくりにも工夫されているのかなというふうに感じております。この件は大丈夫です。

2点目、リーダーの育成教育にも力を入れておられるということで、各リーダー、受講しているということでございます。心強い答弁をいただきました。

3点目、はつかやま会館横の山についてということで、年2回、一定保全管理されてるということで、住民の皆さんも安心すると思います。この件はこれで結構でございます。ありがとうございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目め、山林火災対策についてお答えします。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生しました大規模林野火災を受け、奈良県広域消防組合では奈良県広域消防組合火災予防条例を改正し、令和8年1月1日より林野火災注意報・警報の運用が開始されました。気象状況が予防上、注意を要することになれば林野火災注意報の発令、予防上、危険と判断した場合には林野火災警報を発令します。

地域への対応としましては、注意報・警報が発令した場合には、西和消防署北分署による広報活動を山間部中心に実施しています。また、町としましても

奈良県広域消防組合と連携を図り、山林火災防止対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

ありがとうございます。啓発広報活動、西和署の車も何回か見ました。放送もマイクでされておりました。しっかり最初の段階で活動されてるんだなど。一度広まってしまうと難しい消火活動になるということで、今後も連携して取り組んでいただきたいなというふうに思います。この質問はこれで結構でございます。

○議 長

寺口理事。

○理 事

3項目めの近隣自治体との連携についての御質問にお答えいたします。

政府は、人手不足が深刻化する中においても行政サービスを維持していくために、国や都道府県、市町村の役割分担について、地方制度調査会に諮問し、行政機関の基本的な役割分担や広域連携の在り方を検討するとされていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

ありがとうございます。今後、職員さんの業務というのは大変複雑になっていくというふうに私、認識しております。住民福祉の分野に関しては、本当に多様なニーズが広がっているというふうに感じております。そういったニーズに応えるために、同時に業務をスリム化することが大切なんだなというふうに感じております。本町におきましても防災体制の強化ですね、新庁舎建設も含め、公共施設の整備も公共インフラの整備も、たくさんの課題がある中で、職員の業務の負担軽減をどうやってしていかなきゃいけないかということをおもこれから勉強していかなきゃいけないなというふうに感じております。

今回、国の動向を見て検討もされるんだなというふうに認識いたしました。これからもね、いろんな課題があると思います。一丸となって頑張っていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問をこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

9時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時34分)

再 開 (午前 9時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号8番、議席番号11番、森田議員の質問を許可いたします。森田議員。

○議 長

森田議員。

○11番

皆さん、こんにちは。発言番号8番、議席番号11番の森田勝です。ただいま議長の許可を頂きましたので、先般の通告に基づきまして、大きく3点質問いたします。町長はじめ皆さんには質問に真摯に向き合っていただき、議論を深めてまいりたいと思いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いしまして、質問に入ります。

1点目は、町税・使用料などの徴収率アップで町財政の改善をについて質問します。

議論を深めるため、添付資料に基づきまして質問してまいります。よろしくお願いたします。平群町の令和6年度決算によりますと、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税といった町税の調定額は20億387万円、収入済額は19億9,377万円で、徴収率は98.2%、職員の皆様の頑張りが数字に表れていると思っていましたが、西和7町で徴収率が平群町より高い町があります。斑鳩町は98.8%、河合町は99.2%、王寺町に至っては驚くことなかれ、何と99.9%と、平群町より1.7ポイントも高い数字になっています。

そこで、仮に平群町の徴収率を1%改善すると2,000万円、王寺町と同じ徴収率99%になると3,450万円収入、歳入が増えることになります。また、令和6年度の町営住宅の使用料はどうかといいますと、改良住宅や駐車

場、合併処理浄化槽などの使用料を加えた調定額は5,011万円で、収入済額は1,812万円で、徴収率にすると36.2%。10年前の平成27年は45.8%、5年前の令和2年は41%と、年を追うごとに悪くなっており、64%も徴収、回収できていない極めて問題のある状況になっています。仮に徴収率が50%になると約690万円、80%になると、使用料収入、歳入が2,200万円増えるわけです。

過日示されました町財政危機改善計画案によりますと、今後、小中学校体育館の空調整備、中学校の長寿命化、新庁舎建設といった大型事業に加えて、扶助費、繰出金、人件費、公債費などの増加によって、令和7年度から実質単年度収支は赤字が続くようになっていました。町は、平成21年より固定資産税の超過税率を採用しているにもかかわらず、17年もたっても町財政に一向に明るさが見えない状況に、住民はどのように思うのか危惧するところであります。

今の町の自主財源は31.2%であります。これを少しでも改善、高めるため、組織を挙げて取り組まなければならないと思います。そのために主要な自主財源の町税や町営住宅などの使用料の徴収率アップが必要であります。納税は国民の義務であり、公平性の観点から、町税や町営住宅の使用料の徴収率アップを、町は具体的な方策をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

もう少し申し上げますと、町の財政指標はどうかといいますと、総務省の資料によりますと、町の経常収支比率は82.2%と、全国市町村1,741中500位ですが、奈良県市町村39中13位でしたが、特に悪いのは、実質公債費比率が11.5で、全国1,533位、奈良県36位、また、将来負担比率がどうかといいますと117.5で、全国1,711位と、奈良県38位でワースト2でした。

これは、財政面だけを考えると、今まで西小学校と東小学校の統合による建物改修、ゆめさとこども園の建設、駅周整備事業、総合文化センターの建設といった、町財政を考えず、身の丈を超えて箱物を造った反省に立たなければならないと思います。また、注目すべきは平群町のラスパイレス指数ですが、96.2と、西和7町の中で、斑鳩町、三郷町に次いで3番目に高いとなっています。財政が健全な王寺町の93.9よりも高いのが気になる場所です。

あわせて、先般の財政危機改善計画案によりますと、特別職の給料アップ、プリズムへぐりや道の駅のリニューアル、大規模避難所の総合スポーツセンターのアリーナの空調、小学校再編成、公共下水道の管更新など、先送りできない費用が改善計画に含まれていないと思うのですが、その辺のところ、どのよ

うに理解すればいいのかお尋ねいたします。

2点目は、道の駅くまがしステーションを町地域振興センターに売却をについて質問いたします。

町活性化センター、道の駅くまがしステーションは、高品質な農産物や地域形成を図り、本町における農業構造を改善するための地域農業の活動拠点とするため、町が補助金を使って平等寺の国道沿いに県の駐車場3, 200平米を含めて約6, 200平米に、建物は鉄筋コンクリートの2階建て、延べ1, 260平米を総額5億100万円をかけて、平成11年夏にオープンしたと聞いております。その後、平成14年にとれたて市1、農産物直売所約200平米、平成20年にはとれたて市2、農産物直売所約100平米の増築を行い、また、県の駐車場が手狭になったことにより、国道を越えたところに第2駐車場1, 410平米、隣接地の北側に駐車場570平米を借りて、現在に至っているようであります。最近では、イチゴ古都華が新規就農者の頑張りで度々マスコミに取り上げられたことで、売上げは絶好調と聞いています。

その拠点、くまがしステーションの管理は、指定管理制度で、町出資の公益財団法人平群町地域振興センターが今まで行っておりますが、指定管理制度というのは誰でも参加できる制度になっておるわけですが、決算書を見ますとですね、平成26年から町に納付金として雑入と計上しており、令和6年度は1, 067万6, 696円となっていました。これは、町地域振興センターとの管理に関する基本協定書や年度協定書に基づいて、建物に使用する利用料として780万1, 750円と、売上げ利益の20%を合算したものを、先ほど申し上げたように、令和6年は1, 067万6, 696円を町に収めていただいているようです。

先ほども言いましたように、指定管理制度といいますのは誰でも参入できる制度になっており、万が一、町地域振興センター以外の法人が道の駅の指定管理を行うことになれば、町地域振興センターの経営が成りゆかなくなり、私は解散に追い込まれるのではないかと心配と言いますか危惧しております。これを回避する唯一の方法は、町地域振興センターに道の駅を買っていただくことが、事業を継続できる唯一の方法ではないかと思っております。また、町は道の駅を売却することで、町の歳入が増え、お互いにメリットがあるのではないかと思います。そのことから私は、町は道の駅を地域振興センターに売却すべきと考え、3点お尋ねいたします。

1点は、町への納付金の妥当性についてであります。道の駅の建物は1, 559平米、471坪のうち、町地域振興センターが使っていると思われるのは、とれたて市や売店、食堂、厨房、2階の事務所で約260坪ぐらいで、納付金

1, 068万円を家賃と考えると、坪当たり月額3,400円ぐらいになるのですが、これが市場価格に合致するかというと、町内のテナント物件を調べたところ、80坪でスケルトンだったと思うのですが、賃料は坪月1万1,000円で、保証金は6か月でした。町の3,400円は相当に安いと考えますが、町の見解をお尋ねします。

2点目は、売却価格についてです。仮に町が売却とすると幾らになるかといいますと、土地900坪、坪単価10万円とすると9,000万円、建物、とれたて市を含めた470坪で再調達価格を坪80万円とすると、3億7,680万円で、総額約4億7,000万円ぐらいに、また、再調達価格を坪40万円とすると、総額2億8,000万円ぐらいになると思うのですか、町の見解をお尋ねします。

3点目は、その他です。

①としては、リニューアル計画についてです。道の駅は築27年がたち、外観はみすぼらしく、内部は汚れが目立ち、物売りの建物としては大規模改修、リニューアルが必要と考えますが、町の計画があるのですか、お尋ねします。

②として、町地域振興センター設立時の町の出資についてであります。町は幾ら出資したのですか、お尋ねします。

なお、近くの道の駅はどうかといいますと、斑鳩のめぐみの郷は、神戸市の株式会社G7アグリジャパンという会社が近畿を中心に19店舗を展開、大和郡山市の産直市場よってっては、和歌山の田辺市にある株式会社プラスという会社が和歌山、大阪、奈良で33店舗を展開しており、売上げは233億円あるということです。そして、奈良市や大和郡山市の旬の駅は、奈良市の株式会社フォレストファームという会社が営業しており、この会社は県の道の駅、クロスウェイなかまちの指定管理制度で委託を受けて営業していると聞いております。民間の道の駅は自社で土地を手当てをし、建物を建てて、営業、経営して、税金を払って事業を行っております。それに引き換え、町の町地域振興センターは、町から建物を安く借りて、また、公益財団法人ということで税金を納める必要がないと聞いており、民間の道の駅と比べて非常に恵まれておると思います。何がどう違うのか疑問が残る点であります。

3点目は、櫛原メガソーラー発電所工事の進捗状況についてお尋ねします。

櫛原地区で進められておりますメガソーラー発電所工事は、事業者の協栄ソーラーステーションは森林法などの行政手続法に基づき設計、申請を行い、奈良県の許可、認可を受けて工事を進めております。国道バイパスなどから遠望すると地肌が見えており、工事が相当進んでおるように見受けます。住民には、反対する会のピラで、雨量計算がどうだの、調整池の容量がどうだの、工事の

不備などの裁判の情報しか入らないことから、裁判中ではありますが、住民の方からどこまで工事が進んでいるのかよく聞かれることがあります。櫛原のメガソーラー発電所工事の進捗状況について3点質問いたします。

1点目は造成工事ですが、雨水の調整池はどれだけ出来上がっていますか。また、造成工事はどこまで進んでいるのかお尋ねします。

2点目はソーラーパネル据付け工事ですが、一般的には造成工事が完了し、県の検査に合格、オーケーが出た後になると思うんですが、いつ頃から工事に着手する予定ですか、お尋ねします。

3点目は、自営線といいますか、当該発電所から関電梨本変電所までの工事についてです。発電所から緑ヶ丘循環道路までは管路敷設は終わっているとのことでしたが、そこから西向の変電所まで架線工事はどこまで進んでいるのですか。また、送電線ケーブルの敷設はいつからスタートするのですか、お尋ねします。

あわせて西向橋南東部のところで、関西電力送配電という会社がキュービクルらしきものをつくっていましたが、これは櫛原メガソーラー発電所の工事の一連のものですか、お尋ねいたします。

以上が私の一般質問です。答弁よろしくお願いたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めの部分について御答弁させていただきたいと思えます。

まず、現在の収納対策の取組については、税の公平性と自主財源の確保の観点から、収納率向上に向けて、各課連携の下、滞納整理対策会議を開催し、令和7年度の取組、令和8年度の取組、今後の検討の方針を伝え、また、各課の現在の徴収の取組について共有をしたところです。

次に、具体的な検討に入るため、担当者レベルでの会議を実施し、そこでは徴収率及び各課の目標設定の策定をどのように行うか、その設定した目標達成に向けて具体的にどのような取組をすればいいかを検討しております。その会議を2回実施し、次の会議の開催も予定しており、具体案の検討を進めているところです。

検討の途中ではございますが、具体的な方策といたしましては、まずは新しい滞納を増やさない、年度分の滞納強化、一斉徴収、口座振替の推進強化、県との連携協議、また、弁護士相談の実施、先進地事例の取組調査、各課の徴収業務の見直し案の検討を行い、例えば税務課の徴収業務に対しましても、課税担当、徴収担当と分けるのではなく、一体となって対応してまいります。また、

マニュアルを作成し、専門的知識と各業務のノウハウの補助的な役割を持たせ、現年度を中心に催告や差押え、処分等を行い、効率化を図ってまいります。

今後は、町の徴収方針として、債権管理マニュアルに基づき、今後より一層、以上のことを踏まえ、職員一同、全庁的な滞納整理と債権管理体制、収納体制の強化を図り、税収等の確保に取り組んでまいります。

続きまして、1項目めのうち財政健全化の部分についてお答えさせていただきます。

まず、財政危機改善計画案に含まれていない費用についての御質問ですが、財政検討特別委員会や全員協議会において、今後10年間で見込まれる財政基調や計画について御説明をさせていただきました。財政危機改善計画案においては、現在取り組むべき事業として、学校体育館空調設置事業、また、中学校長寿命化改修事業、新庁舎建設事業に係るものと、道路維持補修等の毎年度見込まれる事業費や、それら事業に伴う公債費についても財政運営に大きく影響を及ぼすことから、シミュレーションには含めております。

また、財政危機改善計画案は10年間という長いスパンであり、議員お述べの事業につきましては、町としましても重要な課題と認識しておりますので、今後、優先順位をつけ、事業費などが見込めた段階でシミュレーションにも含めてまいりたいと考えております。引き続き、厳しい財政運営になることが予想されることから、計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。私、税制等の滞納強化についてですね、3年半前の令和4年9月議会で取り上げました。その時はですね、滞納者の督促状や自主納付を促し、不納欠損は法律にのっとり処理するということでの答弁がありましたが、3年たちましたが、収納対策会議ですね、当然、3年間で成果が当然出てると思うんですけども、その成果はどのような成果が上がっているのかですね、それとですね、固定資産税の税額の基礎となるは課税額だと思うんですね。課税額は誰がどのような方法で決めておられるのか、固定資産税ね。私どもの家の場合はですね、住宅の場合は、職員の方が来られて、何か評価されるように思うんですけども、誰が評価してるのか、どのような方法かですね。

それとですね、令和4年度の決算書で言いますとですね、町税が4,230万円増えてるんですね。先般の予算委員会ですとですね、町税が増えると普通交付税が下がるということですから、当然、予算書にも反映されてると思うんです

けども、それがどれぐらい反映してるのかお尋ねいたします。

それとですね、財政危機改善計画案にですね、10年間のスパンが長いということはあるんですけどね、私、その改善計画自身が庁内でオーソライズされてるのか。今、部長から申し上げたことも私から申し上げたことも一緒なんですけどね、当然、そういうことが、逆に言えばその文書に書くべきだと思うんですよ、問題があればですね。私はそういうことが書けるんじゃないかというふうに思いますね。

それとですね、町営住宅の滞納は最悪ですよ、本当に。私は徴収率の強化については度々申し上げてるんですけどね、その辺のことをちょっと答えていただきたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

ちょっと質問でもし答弁が抜けておりましたら、また御指摘いただけたらと思います。

まず収納の部分ですけれども、あれから収納スタッフ会議というものにずっと継続的に取り組んでおります。そういった中で、令和6年度には債権管理条例を制定しまして、そういった中で、庁内で一律的な部分というのを、徴収に取り組んでいくといった方向で動いております。

成果といたしましては、ただ、やはり徴収率が下がってるというのは、成果が上がってるとは言えない部分もございますので、そういったことを踏まえましてですね、今、答弁でもお答えさせていただきましたとおり、今現在、全庁的な取組で行っていくといった部分でございますので、これからも全職員一同、全庁的な滞納整理には努めてまいりたいというふうには考えております。

そしてまた、交付税ですね、町税が増えて交付税という部分ですけれども、確かに町税が増えれば、自主財源ですね、交付税の基準財政収入額等に影響が出てくるかなと思います。ただ、交付税に影響額を反映するというのは、やはり交付税というのは基準財政収入額と基準財政需要額の差額というような形になってきますんで、ちょっとその反映というのは難しい部分になってまいります。

そしてまた、計画スパンのほうにつきましてもやっぱり10年間ということ、まず全庁的に意思統一できてるかということなんですけど、今回、普通建設事業の策定に当たりましては、各課の課長、主幹等ですね、政策推進課とヒアリングを行いながら、普通建設事業というのを取組やってきました。そして、そういった中で各課においても意思統一というか、そういった状況という

のができてくるのかなというふうに考えてます。

そしてまた、シミュレーション10年間ということですが、やはりシミュレーションというのは、どうしても入ってない部分につきましては、財政見通しの方向性を把握したりですね、その支出決定のタイミング、施策決定のタイミングを図る上で重要になってきますので、そういった中で今後、この計画というのは策定して終わりじゃありませんので、引き続き、この協議というのは各課にヒアリング等を行いながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長

税務課長。

○税務課長

そしたら、私のほうからは、固定資産税のそちらのほう、どう決めているのかということで御説明のほうさせていただきたいと思っております。

土地については、町内の土地、それぞれありますけども、その中で代表となるところを鑑定等を取りまして、それで鑑定士さんのほうから額ですね、それを参考にして各路線価等を決めて、その中で各土地の評価を評価額、路線価の価格を出しながら、その土地の形状に合うような形での評価をさせてもらっているということです。

あと、家屋のほうにつきましては、こちらのほうは、国のほうの評価基準というのがありますので、そこに部材等いろいろ評点がありまして、その価格を基にして家屋のほうを調査した上で、町のほうが評価のほうを算定しているという状況になります。あと、償却資産のほうにつきましては、申告していただいているものになりますので、それに伴って、その申告が正しいか正しくないかも含めた上で、最終的な決定をして、評価のほうを出させてもらって、それを税額のほうに求めて、各納税者の方に通知を送らせてもらっているという形になっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。交付税ね、普通交付税が下がってるわけですよね、実際ね。それをあなたたちは資料を出されたわけじゃないですか。それはある程度答えて、今数字がなければ別なんですけども、それは答えてほしい。

土地の鑑定、家屋の鑑定は分かります。償却資産税ね、これは気づけてほしい。投資会社は基本的にね、何ぼお金をかけたからというて、何ぼ利益がある

か、リターンがあるかって、そんな計算しかしませんから、悪く言えば、土地に計上されたら税金は町に入ってこないわけですね。だから、町のそういうのはあるかどうかは別として、きっちりですね、そういうことを分かってやらないと、土地に計上されれば税金、町に入ってこないわけですから、固定資産税以外は。それだけ注意をしてもらいたいと思います。

それとね、大型店舗を含めて4店出店でですね、固定資産税が増えてるわけなんですけどね。まだ分からないんですけども、メガソーラーの会社からですね、4月何日ですかね、見学してくれと、その書類の中で94%出来上がっていると。もうこれは裁判中だから書けないと思いますがね。当然、入ってくるお金ですからね、当然ね。固定資産税入ってくるわけですから。償却資産税は毎年下がっていきますけど、入ってくるわけですからね。その辺のことも含めてですね、今すぐにですね、10年間のスパンということで分からない点はあるんだと思いますがですね、いろいろまた議会にも示していただきたいと思うんですけど、1年ぐらいたったら見直しはぜひともしてほしい。私は、メガソーラーのことがあれば新庁舎もできますよ。新庁舎もできると思いますよ。私、60億円であれば、今4店舗で30億円ぐらいだと思うんです。逆算すればね。60億円ぐらいあればですね、その倍の金額、お金が入ってくるわけですから、町に、と思います。

そのことを申し上げてですね、私は以前からですね、国保税と健康保険税についてはですね、以前も申し上げました。社協のことも12月議会です、やはりですね、王寺町を私は基にせんといかんのじゃないかと。王寺町は、先ほどに言いましたように、ラスパイレス指数も平群町より低い、徴収率も高い、社協の人数も少ない、補助金も少ない。だから、私は王寺町をベンチマークにね、改善、改革を進めるべきだと。町長並びに副町長にはぜひともお願いしまして、この質問はこれで結構です。次の質問をお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの道の駅くまがしステーションを町地域振興センターに売却をについての御質問にお答えいたします。

1点目の納付金の妥当性について、議員の算出額については、民間の市場価格を参考に算出され、本町の使用料とは差異はございますが、土地・建物に対する使用料については、平群町行政財産使用料条例の算定基準に基づき、使用面積の評価額に2%を乗じた額と定めているところでございます。

2点目の売却金額についてでございます。平群町活性化センターは、高品質

な農産物の産地形成を図り、本町の農業振興や地域農業活動の拠点であり、奈良県の道の駅の機能と併せ、本町の観光情報や歴史・文化、特産品の販売などを通じて、地域の活性化を図ることを目的とした公共性の高い施設であることから、売却すべき施設ではないと考えております。

引き続き、地域の活性化や基幹産業である農業の発展に寄与するとともに、情報発信拠点として、本町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

3点目の一つ目、リニューアルの計画についてでございます。道の駅の本館については、建築基準法の新耐震基準により建設されており、27年を経過していることから、老朽化等に伴う空調設備や玄関前舗装など、必要に応じて修繕工事を行っております。今後の大規模な改築・修繕等のリニューアルについては、まずは機能診断等の専門的な検証が必要であると考えており、補助メニューの精査などを行うとともに、町全体の公共施設の更新などを総合的に判断しながら、当該施設についても検討してまいりたいと考えております。

二つ目の町地域振興センターの町出資についてでございます。平成5年の平群町地域振興センターの設立当初から3か年にわたり、計1億円の出捐金を支出しております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。これはですね、私、3年前の令和5年3月議会の一般質問で、道の駅くまがしステーションを株式会社にするべきと質問しましたところ、株式会社になると、補助金の返済リスクがあり、利益追求を前面に出して公益性が減少することから、株式会社移行をする考えはないと答弁がありました。補助金返済の利益といいますと、適化法は10年でございますので、それに当たらない。そのことを申し上げて再質問いたします。

県の道の駅の機能を併せ持って、公共性が高いので売却できない、売却しないということですが、地域振興センターであれば、県の道の駅機能や公益性の担保ができるのと違うのでしょうか。民間の駅も同じように思うんですが、その辺はどうでしょうか、担保できないのでしょうか、売れば。

それとですね、行政財産使用料条例に基づき選定したということですけどね、利益の20%なんてどこに書いてるんですか。またですね、減免の措置をしてないんですよ、これ。条例に書いてるような。条例に書いてるのは、公共性があれば減免する、すべきだと書いてあるわけですわ。減免してないということは公共性がないということ暗に認めてるというふうに思うんですよね。だから

ら市場価格と合わないということがあればですね、条例を変えるべきだと思いますよ、私。その辺のことはまたお答えください。

それとですね、指定管理の選定のことですけれども、選考委員が全員職員というふうにお聞きしました。これはある意味、利益相反になるのではないかと危惧しておりますが、そのようなことはどう考えておられるのかお尋ねします。

以上です。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、質問にお答えいたします。

まず、適化法についてでございます。活性化センター27年ということになっておりますが、処分の制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがございます。そちらについては、構造や用途によって法定耐用年数がそれぞれ定まっております。活性化センターにつきましては、構造が鉄筋コンクリート、店舗用のものということになってますので、それで見ますと39年ということで、適化法の対象になるのかなと考えているところでございます。

あと、公共性は民間にしても、民間に移った場合であってもあるのではないかとございまして。民間にすると、民間が自由に目的や使用に当たっては判断できますので、町の目的には合致しないことが起きる等の問題があると考えております。

利益の20%等ですね、それは指定管理の公募のする中で定めているところでございます。

以上でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

指定管理の選考委員ということで、私のほうから御答弁させていただきます。

確かに今現在、選考委員につきましては、部長、課長という形で開催をさせていただきまして、選考委員として行っております。確かに役場職員のみということもございまして。今の御指摘を受けて、今後どのように委員会を運営していくというのは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

売却とかね、貸出しにしてもね、言ってることが私ちぐはぐだと思うんですよ。地域振興センターが土地・建物を持ってもできるわけじゃないですか。いい例が、くまがしクラブは町が全然関わってないわけですけども、立派に運営してるじゃないですか。町が関わるといろいろしがらみがあるから、いろいろできないこともあるんじゃないかなと私は思いますよ。建物が相手であれば、相手が修理するわけですから。私は、一番大事なことは、町の関わりを少なくするというのを一番大事にしなければいけない。一番高いのは人件費ですよ、その。町税で皆さんの給料が賄えない状況ですよ、今。そのことをやっぱり認識しないといけないというふうに思います。それでですね、私は指定管理の問題も、本当に問題ありますよ、これ。

それとですね、今回この質問をしましたのはね、今年の初めに小菊農家の方等の話の中で、平群町の10年先は小菊農家が半減しますよと言われたことです。産地形成というのは、やっぱりボリュームゾーンがある程度ないといけないわけですね、ボリュームゾーンが。副町長が一番詳しいと思いますが。私はですね、小菊に限らず、イチゴでもバラでもブドウでもですね、地域振興センターが新規就農者を育成する任をやってもらうべきだと。そうすることによってですね、町外から、菊であればですね、新規就農の人を受け入れて、訓練して、新規就農に小菊農家に組み込んでもらう。若い人でね、七、八百万円あればですね、若い人も組み込んでくれると思うんですよ。私は、失礼ですけども、小菊農家の方はちょっと閉鎖的じゃないかなというふうに思います。700万円、800万円収入あればね、若い人でも、25歳で700万円、800万円取れるのであれば、きつい仕事でも来てくれると思いますよ。だからそういうことを見直すべきじゃないかというふうに思います。

リニューアルは申し上げた修繕だけじゃないんですよ。あの機能をどう高めてくれるんだと。私も3年前ですかね、三重のヴィゾンというところを見てきたんですけどね、産学連携で。それは立派にしとるです。こんなところにホテルができるんかというようなところ、それはね、コンサルはいい方だと思うんです、ネットワークを持ってる方で。そういうことに町はどんな決め方、リニューアルのとき決め方すると思うんですけどね、やっぱり人ですよ、やっぱり。町も人ですけども、コンサルも人だと思います。そのことを申し上げて、この質問はこれで結構です。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

それでは、3項目めの櫛原メガソーラー発電所工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の造成工事について、4か所の雨水調整池の本体工事については、おおむね完成をしており、現在は、各調整池の上部法面の排水路の設置工事などを進められています。進捗率は、雨水調整池も含め、造成工事全体の約90%と聞いております。

2点目のソーラーパネルの設置工事について、議員お述べのとおり、奈良県の開発検査の終了後の着手となっており、5月から6月頃に着手する予定と聞いております。

3点目の送電線の工事について、西向地区から梨本の一次変電所までの電柱の建て込みは完了をしており、現在は電線ケーブルを張る工事を施工しており、3月中に完了する予定とのことです。

また、西向橋東詰のキュービクル工事については、メガソーラーから送られてきた電気の電圧を、受入れ側である関西電力の電圧まで上げ、梨本の変電所に送るための昇圧トランス設備であるとのことでございます。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。調整池がもうほぼ完成していると。分かりました。

それとですね、造成工事の進捗率は90%ということだったんですけど、先般、協栄ソーラーステーションから見学の御案内いただいたときは94%になっておりましたので、それだけ意見として申し上げておきます。

検査が終わるのが6、7月頃かなということ間違いはないですかね。それからメガソーラーの工事が始まるのが6、7月頃ですかね、ということですね、分かれば答えてほしいんですけどね、ソーラーパネルとかパワーコンディショナー、私は中国製だというふうに聞いてたんですけども、もう日本で届いておるんでしょうか。分かれば教えてください。

それとですね、架線工事は順調に進んでるということで、それでですね、聞きたいのは、工事全体が終わるのはいつで、発電開始はいつ頃になるのかお尋ねしたいんです。よろしく。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

お答えします。

開発検査を受けるのが5月から6月頃というようなことで聞いておりました。先ほどの造成工事全体で約90%、これ、2月末、毎月月末に事業者と工程について打合せしております。工程会議しております。2月末時点で90%。もう既に3月半ば過ぎておりますので、全体的に言いますと、例えば送電線なんかの工事も含めてで言いますと94%ぐらいということなのかなというふうに思います。

あと太陽光のパネルについては、たしか中国製であるようなことを聞いております。既に中国から日本のどこかの港の倉庫か何かに着いているというようなことも事業者のほうが言っておりました。

発電の開始ですが、大体年内には全ての工事が終わってですね、発電は年明け1月ぐらいを予定しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。発電が来年の1月頃で、ほぼ完成するということはよく分かりました。

それとね、分かれば答えてほしいんですけども、住民が訴えてる裁判のことでですけども、今、高裁に控訴されてるようですけども、その裁判状況が分かればお答えください。

○議長

島野参事。

○都市建設課参事

これにつきましてもお聞きした話として、まず行政訴訟のほうですが、奈良県の開発許可基準が安全を担保していないのではないかなというようなことで、住民側が奈良県を訴えておられます。それが高裁で先月2月17日に結審をして、6月18日に判決が下りるというふうに聞いております。

次に民事訴訟のほうですが、住民側が事業者に対して工事の差止めを求めている裁判ですが、今月の3月9日に第1回目の口頭弁論が行われたと。以降、裁判が続くというふうに聞いております。

以上です。

○議長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。裁判のことで私もネットでですね、東洋経済オンラ

インを見ましたが、それによると2月17日の第3回控訴審で、長谷部幸弥裁判長は、原告弁護士の意見陳述後に、「裁判はもう終結でよろしいですか。これ以上先は裁判所がよく考えるという話」と述べて、結審は6月18日になるということで、私も確認いたしました。

非常に住民の関心も強い民間事業工事ですけれどもね、私、一番心配するんですけども、造成工事の一般的にですね、地盤が、土質が安定するまで、法面が崩れたり侵食することが、それはよくあることだというふうに思います。ですけれども、県と一緒に工事管理というか監督をしっかりしていただき、住民が不安にならぬように業者の指導を県と一緒に徹底をお願いしまして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、森田議員の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時36分)

再 開 (午前10時50分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号6番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○6番

稲月でございます。それでは、先般、3点にわたって質問を届けておりますので、始めていきたいと思います。

まず一つ目、夜間の防犯対策（街頭照明）について。

①公共施設の夜間照明についてという点です。

敷地面積の大変広い公共施設の夜間時の暗さが気になっております。

ア、総合文化センター、閉館が21時になります。これ以降は広い駐車場も消灯され、周辺が大変暗いというイメージがございます。

イ、水道企業団の施設や健民グラウンドも大変広くなっておりまして、これも同様の状況です。

ウ、敷地面積は広くなくても、梨本地域に設置をされております2か所の公共施設、かしのき荘と地域包括支援センターが隣り合わせにあるんですけれど

も、この公営施設についても点灯がなく、周辺が大変暗くなっているのが気になっております。

安全な通行、交通安全も含めてやっていかなければならないし、犯罪発生を防ぐためにも、必要な夜間の照明を公共の施設として実施をするということを考えていただきたい。こういう役目があるということですね、ぜひともお考えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

2点目、住宅ミニ開発地の防犯灯設置についてです。

近年、平群駅周辺や元田畑などを宅地にして、住宅のミニ開発が急速に進んでおります。しかし、これらの住宅地には防犯灯の設置がなく、暗い地域が見受けられます。全てではございませんが、なかなかつかないという苦情も聞いております。

現行、本町では、防犯灯の設置については、自治会からの申請で行政が年間の限度を決め、一定の費用負担をしておりますが、設置の速度が遅く、現状に間に合っておりません。また、ミニ開発は自治会自身が希望して施工されているのではない。しかし自治会が背負うということは大変おかしいのではないかと思います。特に開発が急増している地域、空き地の多い地域、こういう自治会では自治会財政の負担も大きくなっていると思います。特に吉新地域、三里地域などが気になっております。

そこで、開発者に防犯灯の設置を義務づけるということを求めていったらどうかということをご提案させていただきます。施工者がどうしても実施しない、そういったことが起こった場合、それは最終的にはまちづくりを計画をしている、そういうミニ開発も含めて、平群町の今後のまちづくりということで計画を立てて居るわけですから、その計画者としての責任を果たし、町が設置をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

大きく2点目、加齢性難聴補聴器購入に公的補助を。

人の聴力は40歳代から低下を始めると言われています。そして、65歳を超えると聞こえにくさを自覚する人が急増する。75歳以上になると、半数が聞こえにくくなると医学的に言われています。聞こえづらくなると、人との会話、また接触そのものを避けるということになってしまいます。鬱状態に陥ることも多くあります。また、危険の察知、危機察知、こういった能力が非常に低下をし、交通事故に遭遇をする、こんな確率も増えてまいります。脳の中では、聞くことに脳の機能を駆使し、思考や他の認知機能までも使ってしまうと、全体として認知機能の低下につながり、早い時期の補聴器使用が認知症発症を抑えられると補聴器使用の意義が強く、今、医学的にも唱えられていることは、皆さんも御存じのところだと思います。

後期高齢者の増加に伴い、認知症の急速な増加が見られておりますが、少しでも認知症の発症を減らしていく点からも、加齢性難聴者の補聴器使用を進めていく、このことが求められていると考えます。そのために、公的な助成制度を実施すべきであると、本議会においても私も提案させていただきました。また、他の議員からも質問が何回かされております。また、町民の皆さんからは、署名を提出をされたりということも訴えられております。また、平群町議会でも、令和元年6月の議会で、国に対して公的補助を求める意見書も全会一致で上げているところがございます。公的補助を実施することは、低所得者の方たちの補聴器使用を可能にし、また、補聴器を使用しようという、こういう大きなきっかけになってまいります。

今、国でも、厚労省でも検討はかなり急速にされているというふうにお聞きをしておるところでございますが、まだ実現には達してはいません。国の施策にしていくためにも、地方公共団体の実施、これは大きな役割を果たしていくことになり、また、介護保険による支出、認知症を増やさない、早期に発見、早期に治療し、そして減少させていく、こういう役割もでございます。このことにつながり、高齢者の外出量も増えていき、元気な高齢者を増やし、社会貢献も期待していただけるのではないのでしょうか。

また、近隣の町村、斑鳩町や三郷町では本当に年々更新をされております。近年、補聴器購入の補助率も上がり、額も引き上げる、聴力レベルを下げていく、早くから使用できるようにしていく、こういった50デシベルからであったのが、今や40デシベルからこの補助が受けられるというような制度に変化をしております。助成制度を広げ、より早期対応するなど、実施をしておられるところがございます。

よいことと認識していても財政事情を理由に実施しないというこの平群町のやり方については、間違っているのではないかなというふうに思います。多くの住民が元気で活躍できるようになれば、町は元気になります。この近隣町にぜひとも学ぶべきことだというふうに考え、この点強く要請をさせていただきます。

次に、大きく3点目です。非核・平和宣言の町として。

非核三原則の見直しの発言が政府内から聞こえてまいりました。核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」、この三原則は、核兵器の戦争被害を受けた唯一のこの日本の国だからこそ、国是として歴代政府は守り受け継いでまいりました。しかし、今の世界情勢の中、周辺が危険な状態になってきたからといって、持ち込んでもよいというふうに変えようとの政府内部からの発言でございます。核兵器のない世界を、これを実現のためにたゆまぬ努力を積み重ねていくこと

は、戦争被爆国として、この日本が唯一やらねばならないことではないでしょうか。

一方、今、トランプアメリカ大統領は2月の28日にイランが核兵器を持っている、こんなことが許せない、この開発を進めているということが許せないと、イスラエルと共に一方的に攻撃を始め、最高責任者のハメネイ師を殺害いたしました。核兵器を大量に持っている大国自身が気に入らない国を脅して持たないと言わせても、世界は恐怖に覆われ、おびえるゆえに核兵器を持つようになり、核兵器拡大を助長し、恐怖の世界をつくり、地球は滅びることにつながってまいります。こんな悲劇を起こさないためにも、戦争唯一被爆国、日本は核兵器禁止条約を批准し、非核三原則を守り、戦争はしないとたゆまぬ努力をすることが最も大事なことではないでしょうか。非核・平和宣言の町として、こういう発言をしている町長として、西脇町長から政府のほうにもぜひとも進言をしていただくことを要請をいたします。また、本町はどんな圧力がかってこようとも、町民の願い、非核・平和宣言の町、これを棚上げするようなことは絶対にしないように、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上、私の質問3点、よろしく御答弁お願いをいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の1項目めについて、2点御質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。各公共施設における照明は、利用者等が施設利用に際し必要な明かりの確保であって、夜間など閉庁時には、経済的負担や環境負荷の観点から消灯しています。夜間閉庁時の照明点灯につきましては、防犯効果があると思われる反面、住宅街に近い施設では、照明が明る過ぎて夜眠れない、また、部屋に明かりが差すなど、居住環境の悪化が懸念されますので、これまでどおり消灯をさせていただきます。

次に2点目、ミニ開発地の防犯灯の設置につきましては、500平米を超える開発行為の事前協議において、開発事業者に対し、防犯灯の設置について地元自治会と協議することと指示を出しておりますが、議員御指摘の開発行為に該当しない、いわゆるミニ開発につきましては、把握が困難であり、また、ミニ開発で行われる道路につきましては、基本的には私有地となりますので、防犯灯の設置について、町から指示することはできかねます。

住宅地内等の道路に設置する防犯灯は、土地所有者が自治会と協議した上で、地域において暗がりなどにより防犯対策を行う必要があると判断された場合に

は、自治会で設置をしていただき、管理していただくことになっております。このことから、引き続き、従来どおり町としてその設置を行うのではなく、設置に際し、町の予算の範囲内で補助を行ってまいります。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○6 番

御答弁いただきました。夜間の街灯ですね、いわゆる防犯灯のことなんですが、公共施設については、今後も施設利用者に関係のない閉庁後についてはつけないということで、今後も変わらないという御答弁でございました。しかしながらですね、実際、真っ暗なんです。歩いてみはったことありますか。大変暗い状態。防犯上も、交通のね、安全上も、大変迷惑なんです、真っ暗で。だからね、必要な、何も明々とね、商業施設がつけてるようなね、照明をしろなんていうことは一切思っておりませんし、してもらわんでも結構です。けども、その入り口の門灯、これすらついてないというところもあります。大概その周辺の道路には、片方には街灯を自治会が設置をされているというのは、努力して、皆さん自治会で負担をしてやっていたいてます。しかしながら、大変広い地域ですのでね、暗いんです。やっぱり住民が安心して暮らせるようにしていく。防犯上も非常に危険があるということでね、最低限調査をしていただいて、必要などころにはね、やっぱり町としてつける。こういう考えに変えていってほしい。

多分ね、東北のね、大震災があって、電力の危機に陥りました。そのときには全国どこでも暗かったです。つけない、電力を使わないということは極力努力をし、みんなで暗いのも我慢してやってきました。しかしながら、今、LEDのね、電力はあまり使わない、そういった省エネの観点からも開発をされてるわけでね、防犯灯は全部それに変えてるわけですよ。そういうふうになるのにもかかわらずね、最低限の明るさを保つということも一切しないという返事に対して、私は憤りを感じております。もうちょっと検討していただきたい。調査をして、必要などころについては設置をする。これぐらいのことは回答していただきたいというふうに私は思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

議員、御指摘がありましたけれども、全く夜間ですね、点灯していないとい

うことの御指摘もあったかと思いますが、施設におきましては、常時常灯ということをつけてるわけではございませんが、防犯上という部分でいきますと、人感センサーで明かりがともるような形での照明については設置もさせていただいておるところでございます。通行上、安全を保つためにということで、その施設の明かりをとることで、通行に際しての安全が図れるかどうかということについては、街灯であったりが既にあるわけですので、それに足りない部分について、公共施設の照明で補うということが、果たしてそれが防犯上、安全上、有益であるのかということについても検討する必要があるかと思っておりますので、全く今、防犯上、施設において対策を講じていないということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、人感センサーなどで明かりがともるようにはしておるとのことでの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長

稲月議員。

○6番

何度もこんなこと言うの嫌なんですけど、水道のね、広域水道、若葉台にございます庁舎の裏側にはね、確かに人感でつくものが一つ設置をつい最近ですね、設置された、これは確認をしております。私が言ってるのはそうじゃなくて、常夜灯ですね、いわゆる、つけてほしい。必要に応じてやっぱりつけるべきだということで、今回は質問をさせていただいてるところです。

地域包括支援センターとね、かしのき荘、これ二つ続いてますよね。それぞれほど大きな施設ではありません。ここを1回通ってみてください。ファーマーズマーケットから歩いて橋を越えて、本当に暗いですよ。ここに電気がつこうと、周りに人家はありません。前も人家は一切ないです。何の迷惑もありません。そういう苦情が来るというのは考えられないですよ。包括支援センターの入り口には、結構大きな照明灯、柱の上に大きなのがついてます。だけど、一切点灯されてない。多分これは水銀灯か何かやから、電力の関係とか、そういうのでつけてはらへんのかなという想像はできます。しかし、これをLEDに変えるとか何とかすればね、あそこにはつけられます。そしたら随分違うんです。その辺もね、やっぱり夜間ですので、皆さんの勤務時間とは違うとは思いますが、だけでも1回点検してほしいなって。その上で、もう1回考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長

稲月議員、2点目はいいですね。

○6番

2点目もありますね。

○議 長

どうぞ。

○6 番

すいません。1点目で頭、ちょっと怒っておりますので。

2点目については、大きいところについてはそういう取決めがあると。ただ、小さいところが問題なんですよね。ミニ開発をしてもらいたい。こういうことも一定の方針ではあるんでしょう、まちづくり、都市計画の中でね。これは平群町の方針として許可をされてるというふうに思うんですけども、いや、そんな中でね、これ、自治会員についてはね、どんどんどんどんミニ開発ができてね、全て自治会負担、何ばか半分以上は町が補助をしてはるようですが、それにしても自治会負担というのがあるわけです。たくさんになるとね、やっぱり自治会の会員さんがどんどん減ってる。これは、皆さんおっしゃってますようにね、今問題になってることですよね。その中で、自治会に入ってくれない若い人たちが多く、そういったミニ開発のところ、なぜつけなあかんのかというふうになってくるわけですよ、財政的負担も大きいんですよ。そこも考えて、当然こういう街灯をつけるというのは、私は行政の仕事やというふうに思います。そこへの検討、時間がかかるかもしれませんがね。業者にも、ミニ開発なんかも把握できないことはないと思うんでね、把握して、ぜひともつけていただく。1か所か2か所に設置をしてもらうということは義務づけるような方向をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず1点目ですね、公共施設の明かりということで、検討するべきではないかということであったかと思えますけれども、その施設の明かりがですね、通行上どの程度安全に通行をしていただけるのに資するものになるのかということもあるかと思えますけれども、通行される道路の街灯などが全くなくてですね、通行に支障があるということであれば、そういったことであれば、その道路に、道に、例えば防犯灯を設置したりとか、そういったことも考えられるというふうに思います。ただ、議員おっしゃっていただきましたように、大きな公共施設の周辺について、道路の部分も含めてですけども、安全な通行に支障が出るか否かについては、こちらのほうでも確認のほうはさせていただいたらというふうには考えております。

次に、2点目のミニ開発の防犯灯を義務づける方向でということでの議員の

御提案でございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、ミニ開発については、町から事前にですね、指示を出すことができないということでございます。そういったこともあって、それらを義務づけるということになりますと、先ほどの御答弁でも申し上げましたが、ミニ開発の敷地内、道路については私有地になるということもございますので、それについて義務化するということについては、なかなか難しい部分があるのではないかとこのように思われますし、また、設置する事業者は設置をするけども、設置しない事業者は町が設置するという分になりますと、またその辺りについても問題が出てくるかと思えますので、そういった点で、ミニ開発地の防犯灯の設置について、町としてということでの御提案ではございますけれども、当初御答弁申し上げましたとおり、設置ではなくて、設置に際しての補助を町の予算の範囲内で行っていきたいということをお願いいたします。

○議 長

稲月議員。

○6 番

ありがとうございます。変わらないんですが、取りあえず、今すぐね、そこを改正をするということはかなり難しいという、ハードルが高いというふうに聞かせていただいたというふうに思っております。しかしながら、もうちょっとね、やっぱり自治会の御意見、いろいろ自治連合会のね、会議なんかでも負担が大きいこととか、会員が減って大変なんやというふうな話もかなり聞いてくれてはるんやろうというふうに思いますので、財政的にもやっぱり大変なんですよ。それを全部自治会に負わせるというね、その考えが私には理解できないし、そこを変えていただきたい。少しでも現状を認識をしていただいて、考え方を変えてもらって、町の責任、やっぱり明るくね、安心して暮らせるまちづくりを目指していくという観点でね、ぜひ前向きに御検討いただきたいというふうに思っております。これ以上言っても変わらないかなと思うので、この点についてはこれで終わります。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の2項目めについてお答えをさせていただきます。

加齢性難聴者に対する補聴器購入の公的助成につきましては、認知症のリスク因子を取り除き、認知症予防につながることや、社会参加の促進、転倒リスクの低減等のため、独自で公的助成を実施する自治体が存在することについて

認識をしております。

現在、補聴器の購入には公的医療保険は適用されず、また、障害者総合支援法に基づく補装具の支給制度では、身体障害者手帳保持者で高度・重度難聴者を対象とする助成制度となっている中、加齢性難聴者への公的助成についても、まずは国が全国一律の公的な公費助成制度を創設すべきであると考えております。引き続き、国等に対しまして公的助成の要望をしまいたします。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○6 番

ありがとうございます。多分そういうふうにおっしゃるやろうというのは予測はしておりました。しかし、近辺、補助を出している自治体が物すごく増えましたね。去年の4月からも実施をされております。奈良市もね、実施をするようになりました。それはなぜかという、やっぱり今、部長のほうから御答弁がありました、加齢性難聴によってね、認知症の予防とか社会的参加、これらをやっぱね、消極的にしてしまってる部分を、もうちょっと聞こえるなら出ていこうという人を増やし、そうすると、やっぱり認知症になる可能性も低くなってくるわけです。こういうことが明確なんですよね。医学的にもはっきりされてる事項なんでね。そこは認めて、ぜひ町でということに、それはならへんということなんでね、国がまずやるべき、私もそう思います。だからこそね、ここにも書いたように、以前、何年でしたっけ、議会としてもね、国にそういう公的補助をつくりなさいと求める意見書を全会一致で上げさしてもらったわけですよ。そういうことを全国でも今、かなり増えました。かなりのところでそういう意見書が上がって、厚生省も動いてるって、これも御存じやというふうに思うんですよ。だからこそね、そういう状況に、今もう一步のどこなんです。そこでね、各地方公共団体、これが独自でその意義を感じてやろう、やるというところが増えれば、加速するわけです、国が実施をすることをね、加速していく。これはいろんな事象で明らかになってるわけでね、ぜひそれはしてもらいたい。

そしてまたね、今、国がせえへんということの一つなんです、介護保険のところでもね、保険者機能強化推進交付金、そういうものがありますよね。努力したら交付金をつけましようというね、この中で加齢性難聴の対策、これを実施をすることでこれをつけてもらえる、そういうことが實際上、全国でも、これは2年ぐらい前からやられてるのかな、この項目が増えたと思うんですね。私もあんまり詳しくは知らないですけども、何ぼか見ました。そういうことも

ね、これを適用されれば交付金が出るわけですよ。努力をしてるということですね。だから、こんなことももっと研究して、それに参入すると。この交付金が受けられるようにやっていくなどね、やっぱり検討すべきではないか。それを受ければ町の負担は少なくて済むわけですよ。ということが一つ。

それと、各自治体でどれぐらいの負担をしてるかたかが知れてますね。多くて100万円とかね。東京都はね、かなり10万円とか20万円とか出してはるところも、10万円だったか、最高ね、半額でも10万円程度の助成をしてる先進ですわ、東京都は。東京都の区の施策としては先進なんですけども、県内で言えば、大きな都市は別として、ここの市町村、近辺の市町村では大した額ではございません。少ないところでは年間10万円とかね、20万円、30万円、そのような状況が現実なんですけどもね、それくらいは、いくら財政が厳しいということで緊縮財政をしいてはるのは分かるんですけどね、それくらいは、これだけの効果があるということがはっきりしてる中ではね、実施をするという検討をぜひともしていただきたいというふうに思います。だから、介護保険の関係の努力をしたということの御褒美ですね、この交付のことについてなんかも含めて、ちょっと回答してください。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

公的補助を町として実施をして、国に対してアクセルをかけるということでの御意見だと思います。議員もおっしゃっていただきましたし、私、当初御答弁で申し上げましたように、難聴と認知機能低下の関係性、いろいろな研究結果も出ておまして、ある一定成果があるということで報告もされています。そういった中で、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係については、まだいまだ研究結果を得るに至っていないというのが理由で、国のほうは、この補助制度を創設するかどうかについて足踏みをしているという状況であるかと思います。

そういった状況の中で、我々も、先ほど費用云々のお話もございましたが、年間にかかる費用が大小にかかわらず、こういった研究の成果、国がそういった成果を認めた上で補助創設をして、国が統一した基準でやるべきだということで、なおかつ議会のほうでも意見書を上げていただいたという経緯もございますので、今後も引き続き、国に対して我々も、こういった成果を一日でも早く因果関係を証明をしていただいて、公的補助として創設していただけるように要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

あと保険者機能の強化補助金の対象であるということで、それを補助対象と

して実施をしている市町村もございますが、それについても我々認識しておりますけれども、先ほど私がお述べした理由に基づいて、この補助メニューにも我々としては実施をしていないということでの御理解をよろしくお願いいたします。

○議長

稲月議員。

○6番

なかなか理解はできません。する必要があるし、やれるというふうに確信しておりますので、今おっしゃっていただいたことを理解して諦めるというふうにはなりません。今後もまた、住民団体のほうからもね、署名等の要望もすっかり上がってくるというふうにも思いますのでね、ぜひとも近隣の町、特にお隣、三郷、斑鳩の状況なんかをしっかりと見ていただきたい。今年、うんとまた斑鳩がアップしてますよね。この議会で決めはったというふうに聞いておりますのでね。その辺の御理解も頂き、検討を前に進めていただきたいということ強く要望いたしまして、この件についてはこれで結構です。

○議長

寺口理事。

○理事

3項目めの非核・平和宣言の町としての御質問です。

本町では、昭和61年3月10日に平群町非核平和宣言を行い、平成22年1月より平和首長会議に加盟し、毎年度、政府への要請文を提出しておりますことから、町単独での政府への進言等の対応については考えておりません。

町といたしましては、引き続き、非核・平和町宣言等の平和への取組に関する方針に基づき、平和な社会が実現できるよう、関係機関と連携し、平和啓発の取組に尽力してまいります。

以上です。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。この間ね、熱心に非核・平和宣言の町であるということのアピール、もうちょっとしてほしいんですけどね、本当はね。もっと看板立ててほしいし、きれいにしてほしいし、やってほしいことはいっぱいまだあるんですが、それなりにね、戦争展などでもね、アピールをしていただいているということなんかはね、私も評価をさせていただきたいというふうに思っているわけです。

今回のね、この非核三原則に関してどのようにお考えか、こんなことは答えられへんというふうに思っはんのかというふうに思いますけども、そのこと、今後、その問題ですね、いろんな圧力がかかってくるかもしれへんわけですが、今の世界情勢から考えたらね、核兵器を持ったほうがええというような御意見もね、政治家の中にはたくさんおありかなというふうに、出てきておりますしね。そういうことの表れでね、どんな圧力がかかってくるか分からへんと。そのときも、住民の中にね、きちっとこの非核・平和宣言をした町であるということ誇りを持って高々と掲げて頑張っていただけかどうかの決意もひとつお聞かせください。

○議 長

寺口理事。

○理 事

非核三原則の厳守ということでございます。「持たず、作らず、持ち込ませず」の原則ということは認識しております。核戦争につきましても、人類に決定的な惨禍をもたらす最大の脅威であると考えております。再び広島や長崎の悲劇を繰り返すことがあってはならないということは当然のことであるということも認識しております。そのようなことから、非核・平和宣言の町として、平群町も宣言しております。以上のこともありますので、恒久平和、核兵器を持たない、廃絶ということにつきましては、今後も平群町としては、宣言どおり強く訴えていきたいと考えております。また、非核・平和宣言の町を棚上げするということとはございませんので、御安心いただけたらと思っております。

以上です。

○議 長

稲月議員。

○6 番

今おっしゃっていただいた事柄、本当にね、核兵器を使用するというようなことが絶対起こらないように、やっぱり小さな町であってもその発言、しっかり発信をしていただきたいというふうに思いますし、今、政府が行おうとしてこの非核三原則の変更、こういうものも認めないということでね、この一環としてね、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、この宣言については、いろんなことがあっても変わることはない、ここは信じてくれというふうに力強い御発言も頂きましたので、そこは信じさせていただいて、町民も力を合わせて、この点については何としても頑張っていきたいなと思っておりますので、それは私も宣言をさせていただいて、この件については、前向きに御答弁いただいたことも評価をさせていただき、今後

期待をして終わらせていただきます。これで私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

11時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時33分)

再 開 (午前11時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号1番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○1 番

皆様こんにちは。一番最後でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。発言番号10番、議席番号1番、関順子でございます。議長の許可を得ましたので、大きく2項目について質問をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、大きく1項目めは、スマホを利用し救命率向上へでございます。

奈良県広域消防組合は、令和7年3月24日午前9時からスマートフォンを活用した映像システム、Live119の運用を全国に先駆けて開始をされました。Live119とは、通常の119番通報に映像を加えることで、より正確な情報をリアルタイムに伝えることができる新しいサービスです。Live119は、119番通報者のスマートフォンを利用し、通報者と通信指令センターとの間で映像の送受信を可能とするシステムで、通報者が撮影する災害現場の映像を送信することで、言葉では伝えられない現場の詳細を明確に消防へ伝えることができます。

また、通信指令センターから応急手当てを実施いただくための映像を送信することができ、より迅速で正確に現場状況の確認や応急手当の依頼が可能となるシステムです。全ての119番通報が対象ではなく、通信指令センターが必要と判断したときに無理のない範囲で協力するものです。

Live119を使って救える命はたくさんあると広域消防本部の職員はおっしゃっていました。

このシステムを使って、火事ならどの程度燃えているのか確認ができたり、体調不良なら心臓マッサージのやり方動画を送ってもらったり、何か飲み込まれたときに異物除去の方法動画や鼻血の止血方法の動画を送ってもらったり、けがなら指の切断時の対処方法などの動画を送ってもらったりすることができ、消防車や救急車が到着するまでの間に応急処置ができ、救える命があります。

この制度は、御利用開始から1年になりますけれども、L i v e 1 1 9の広域消防管内の利用回数は、まだまだ86件ということでございました。その中で平群町からの利用は1回とのことで、まだまだ平群町内でも広域消防管内においても周知がされていない現状だとおっしゃっていました。そこで、お尋ねをいたします。

この便利なシステムの使い方をQRコードにして、町の広報紙やホームページに常時貼りつけることで町民に周知をすることで、町民の生命を守ることに繋がると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

そして、大きく2項目めでございます。町有バス使用の現状についてでございます。

本町の町有バスは、これまで長きにわたり、学校、こども園等の教育委員会関係、社会福祉協議会の各種団体、長寿会、町の担当課が各地で開催をされる視察研修会や社会見学等に参加したり、また、スポーツ・文化の振興を図るための大切な足となっており、町民の皆さんにとっては重要な乗り物だと考えます。日々の運行、本当にありがとうございます。

最近になって、ある住民さんからの御相談の中で、昨年町有バスを利用されたときに、本町の御都合での急なキャンセルや延期などがあったとのことをお聞きいたしました。当事者の方々は大変お困りになったとのことでした。住民さんは、現在、町有バスはドライバー不足なのでは、また、このまま町有バスの運行ができなくなってしまうのではなどいろいろな懸念をされておられます。そこでお尋ねをいたします。

本町の町有バスの直近1年間の運行の状況とこれまでの経緯と、現在のドライバーの人数、併せてドライバーの勤務時間、運行日などを詳しくお聞かせください。

以上2項目でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めの奈良県広域消防組合消防本部が運用するL i v e 1 1 9についてお答えします。

このL i v e 1 1 9は、火災、交通事故現場、救急現場などで、言葉では伝えにくい状況を即座に通信指令センターと現場状況を報告・共有ができ、迅速な救急・救助活動につなげられるサービスであります。

利用方法としましては、まず119番通報し、通報内容を踏まえ、奈良県広域消防本部通信指令員がL i v e 1 1 9を活用すると判断した場合に、通報者へライブ119のSNSを送信し、通報者は記載されているURLにアクセスを行い、通報者により現場のL i v eで情報が共有でき、迅速に状況に応じた処置を通信指令員から指導を受けることができる機能であります。

つきましては、議員が御提案しておりますL i v e 1 1 9の動画QRコードはございません。しかし、本町としましてL i v e 1 1 9が救急現場等で迅速な対応、正確な応急手当が可能となることから、町公式ホームページや出前講座等で地域住民へ周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

大変前向きな御答弁いただきまして、本当にありがとうございます。QRコードはないということですね。また、町公式ホームページや町の出前講座などで住民さんへの周知を図ってくださるということ、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

もう少しお尋ねをいたしますけれども、町公式ホームページへの掲載、また出前講座はいつからお取組をいただけますでしょうか。また、町公式ホームページへの掲載ですが、緊急時にね、本当に必要不可欠な内容だと思いますので、ぜひとも毎月常時に掲載をしていただければありがたいなと思うんですけれども、その辺もいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

町のホームページのほうへの掲載につきましては、早急に取りかかってまいりたいというふうには考えております。そしてまた、常時ということですが、ホームページには継続してこの情報というのは載せていこうというふう

に考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○ 1 番

うれしい御答弁、本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。町民さんへの周知につながりますので、一人でも多くの町民さんが知ってくださったら、これは口コミですね、広めていただいて、もっともっと拡散すると思いますので、本当に私たち誰もが緊急時には思いもよらない事態に遭遇するかもしれません。また、L i v e 1 1 9を通して消防士のアドバイスで助かる命もあるかもしれません。これから町とされましても、町民の皆様に対し、L i v e 1 1 9の周知をどうぞよろしく願い申し上げます。1項目めはこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

2項目めの町有バスの使用の現状についてお答えします。

本町の町有バスは、平成22年度から運行を開始し、令和3年度まで町有バス専属のドライバーがおり、令和4年度から町有バス運転業務を全て委託をしております。しかし、令和7年度は町有バス運転管理業務の応札がなく、町で会計年度任用職員の募集を行い、1名の専属ドライバーを雇いました。

現在、月曜日、水曜日、金曜日の週3日、9時から16時までの最大7時間以内の運行により5月から運行をしています。

直近1年の運行状況につきましては、令和7年5月から令和8年2月末現在までの累計で、運行回数が55回、乗車人数が1,527人、走行距離が5,080.7キロ、となっております。

町有バス使用手順につきましては、使用する30日前までに町有バス使用願を提出していただき、10日前までに行程表の提出をしていただいております。しかし、バス運転手の健康管理上及び運行の安全を確保するため、急遽、運行がキャンセルすることもある旨については、利用者の方へ御迷惑をおかけしますので、まず、申込みの際には、バスの運行上支障がある場合キャンセルする旨をお伝えしております。かつ、使用許可書にもその旨は記載しております。

実際、昨年9月にはバス車両の不具合により、町有バス運行に危険を伴うため、安全管理上、運行を中止し、民間事業者に委託を行い、代替バスでの対応をしました。また、11月にはバス運転手の体調不良により延期せざるを得ない状況もございました。

現在、バス運転手の確保については、民間事業者も苦慮しておりますことから、まずは、現行の町有バス運行の継続、維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

詳しくこれまでの経緯を教えてくださいまして、本当にありがとうございます。使用手順につきましても、使用願とか行程表の提出などがあるということですね。また、運行がキャンセルに処することがある旨については、申込みの際にも伝えていただいて、使用許可書にも記載されているということですね、承知をいたしました。ありがとうございます。

現在、大型バスドライバー不足は、いわゆる2024年問題、2024年の4月からの時間外労働規制や少子・高齢化、若者の免許離れにより、全国的にも大変深刻化をしております。近隣町でもこの町有バスは、斑鳩町では町職員がドライバーとして運営されています。三郷町ではドライバーが確保できないために、バスだけを住民に貸し出しておられて、ドライバーは団体が手配するといったスタイルを取っておられます。安堵町におかれましては、ハイエースくらいの大きさの車両を使って、町職員がドライバーになっているということです。近隣町も同じような現象が起こっているなというところがございます。

そんな中、本当にありがたいことに、新しく会計年度職員の専属のドライバーさんに来ていただいたということは、本当に奇跡に値するくらいうれしいことだなというふうに思います。本当にありがとうございました。1人だけのね、貴重なドライバーさんですので、本当に御体調を崩すことなく、お仕事に従事していただきたいなというふうに考えます。

そこで、ちょっとお尋ねしにくいところなんですけど、お尋ねをいたします。二つお尋ねいたします。

一つは、各団体からのですね、研修申込みが集中する時期があると思うんですけども、その時期だけでも週4日増やしていただいたりとか、また、もしくは、ほかに職員さんの中でですね、もしもですね、大型の運転できる方がいらっしゃれば、その方に御対応いただいたりというような御検討はいただけないでしょうか。ちょっとお尋ねします。

そして二つ目ですが、今現在使用されている町有バスの走行距離はかなりの数字というふうにお聞きをしておりますけれども、もしこのバスが使用できなくなった際は、町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議 長

総務部長。

○総務部長

バスの運行の拡大というようなことでございますけれども、今、議員も述べていただいたとおり、現在の町有バスだけではなく、交通事業者、全国的なんですけど、やはり運転手の方々の採用というのが、なかなか確保ができていないというような状況になっております。そういった中で、今現在は町有バスの運行につきましては、現状維持を主眼として取り組んでおります。まず現行の町有バス運行の継続維持に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、2番目の回答で、バスが壊れた場合ということですが、こちらのほうにつきましては、現在、明確にはお答えできませんが、またそのときの取り巻く状況に応じまして判断していくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

御答弁ありがとうございました。町有バス、今後ともですね、引き続いてこの件につきましてはまた御検討をよろしくお願いいたします。日にちは増やせないということですので、またバスが壊れた際には、どうぞまた速やかにお考えいただいて、町有バスの存在は、町にとりましても、町内の各団体さんにとりましても、本当になくってはならない乗り物だと考えます。これから平群町は高齢化がますます進む中、もっともこの町有バスの需要が出てくるとおられます。貴重なせっかくおいでいただいたドライバーさんを大切にいただきまして、町有バスをこれからも現行の運行と継続と維持をどうぞよろしくお願い申し上げます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0時00分)